

クリーンタウン犬山推進事業要綱

クリーンタウン犬山推進事業要綱（平成10年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第60号）第3条第2項に規定する市民の自主的な活動の促進及び支援として市が行うクリーンタウン犬山推進事業について必要な事項を定めるものとする。

（支援）

第2条 市長は、市民又は町内会その他の団体（以下「地域団体等」という。）が、公有地を中心とする公共的空間の清掃活動が無償で行う場合には、その活動に対して次に掲げる支援を行うものとする。ただし、地域団体等が専ら自らの居住又は営業に供する場所で行う活動、営利を目的とした活動及び市から別の支援措置を受ける活動は、支援の対象としない。

- (1) ごみ袋の支給
- (2) ごみ収集容器の貸与
- (3) ごみの収集

（申請）

第3条 前条の支援を受けようとする地域団体等（以下「申請者」という。）は、当該支援を受けようとする活動（以下単に「活動」という。）を行う日の7日前までにクリーンタウン犬山推進事業支援申請書（別記様式）に活動を実施する場所を明らかにする図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に対し支援を行う旨を口頭により通知し、必要な支援を行うものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、活動を中止し、又は延期するとき、市長にその旨を口頭により報告しなければならない。

(実績記録等)

第4条 地域団体等は、活動を終了したときは、その成果等を記録し、及びその記録を保管しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の記録の提出を求めることができる。

(補償)

第5条 この要綱の規定による支援を受けて実施した活動において発生した不慮の事故に係る補償については、犬山市民活動等災害補償保険取扱要綱（平成2年4月1日施行）の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。